



鳥取県公報

平成 25 年 2 月 5 日 (火)
第 8 4 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (65) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (66) (〃) 2
	保安林の指定の解除予定 (5 件) (67~71) (森林・林業総室) 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (72) (水産課) 4
	土砂災害警戒区域の指定 (73) (治山砂防課) 4
	土砂災害警戒区域の名称の変更 (74) (〃) 5
	土砂災害警戒区域の図面の変更 (75) (〃) 5
	土砂災害特別警戒区域の指定 (76) (〃) 7
	土地改良事業の工事の完了 (77) (東部総合事務所農林局) 8
	県営土地改良事業の工事の完了 (78) (八頭総合事務所県土整備局) 9
	指定居宅サービス事業者の指定 (79) (西部総合事務所福祉保健局) 9
	指定介護予防サービス事業者の指定 (80) (〃) 9
	指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (81) (〃) 9
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 10
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 11
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (危機対策・情報課) 12
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 15
	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 18

告 示

鳥取県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
小林薬局	倉吉市明治町1032-6	平成24年12月1日
訪問看護ステーションかもめ	境港市上道町2051	平成24年12月6日

鳥取県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
緑ヶ丘歯科クリニック	鳥取市南安長三丁目27-2	平成17年7月22日
小林薬局	倉吉市明治町1032-2	平成24年11月30日
諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	平成25年1月31日

鳥取県告示第67号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町関金宿字小松谷2425の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第68号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30

条の規定により告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町山口字良源寺1945の30
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第69号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町上萩山字新田山486の118、486の123、486の124
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第70号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市伏野字砂浜2259の42
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第71号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定

により告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町山口字良源寺1945の30
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第72号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取浜村加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
若桜町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
根安川（Ⅰ－1－1－12－36）、ヒレジ谷川（Ⅰ－1－1－12－52）、落折川（Ⅰ－1－1－12－62）、
管町谷川（Ⅱ－1－1－12－35）、弁天谷川（Ⅱ－1－1－12－41）、カジナミ川（Ⅱ－1－1－12－50）、
上蓮道寺谷川（Ⅲ－1－1－12－1）、円徳谷川（Ⅲ－1－1－12－2）、上円徳谷川（Ⅲ－1－1－12－
3）、下宮ノ谷川（Ⅲ－1－1－12－4）、宮ノ谷川（Ⅲ－1－1－12－5）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

若桜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大炊地区 (I-1574)、湊見B地区 (II-3619)、吉川地区 (II-3620)、吉川B地区 (II-3621)、大野B地区 (II-3622)、浅井B地区 (II-3623)、岩屋堂E地区 (II-3624)、落折地区 (II-3625)、須澄B地区 (II-3626)、糸白見B地区 (II-3627)、春米D地区 (II-3628)、大炊B地区 (II-3629)、屋堂羅E地区 (II-3630)、屋堂羅F地区 (II-3631)、小船E地区 (II-3632)、小船F地区 (II-3633)、小船G地区 (II-3634)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

3 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

若桜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(3) 土砂災害警戒区域の名称

春米地区 (25)、赤松地区 (26)、長砂地区 (27)、家の谷地区 (28)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第74号

平成20年鳥取県告示第102号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る土砂災害警戒区域の名称を次のとおり変更したので、告示する。

平成25年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更前	変更後
若桜町	土石流	上神護谷川 (I-1-1-12-12)	神護谷川 (I-1-1-12-12)
		上ノ山谷川 (I-1-1-12-50)	ウエノ山谷川 (I-1-1-12-50)
		中ノ谷川 (I-1-1-12-60)	仲ノ谷川 (I-1-1-12-60)
		中土居ノ谷川 (I-1-1-12-61)	中ノ谷川 (I-1-1-12-61)
		フキマス谷川 (II-1-1-12-15)	フキヤス谷川 (II-1-1-12-15)

鳥取県告示第75号

平成20年鳥取県告示第102号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに若桜町役場に備え

置いて縦覧に供する。

平成25年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

赤松谷川（Ⅰ-1-1-12-1）、折谷川（Ⅰ-1-1-12-2）、諸鹿谷川（Ⅰ-1-1-12-3）、タノミダ谷川（Ⅰ-1-1-12-5）、新道谷川（Ⅰ-1-1-12-7）、カジバ谷川（Ⅰ-1-1-12-8）、大石谷川（Ⅰ-1-1-12-9）、桑外谷川（Ⅰ-1-1-12-10）、神護谷川（Ⅰ-1-1-12-12）、寺谷川（Ⅰ-1-1-12-15）、奥の谷川（Ⅰ-1-1-12-17）、上ノ山川（Ⅰ-1-1-12-18）、カナチ川（Ⅰ-1-1-12-19）、大サコ谷川（Ⅰ-1-1-12-20）、ジャレノ谷川（Ⅰ-1-1-12-21）、エン谷川（Ⅰ-1-1-12-22）、フロヤノ谷川（Ⅰ-1-1-12-23）、大松谷川（Ⅰ-1-1-12-25）、西若谷川（Ⅰ-1-1-12-26）、大口谷川（Ⅰ-1-1-12-27）、宮谷川（Ⅰ-1-1-12-28）、財ノ木谷川（Ⅰ-1-1-12-29）、カツラ谷川（Ⅰ-1-1-12-30）、牛ヶ谷川（Ⅰ-1-1-12-31）、初谷川（Ⅰ-1-1-12-32）、寺谷川（Ⅰ-1-1-12-33）、西山谷川（Ⅰ-1-1-12-34）、神直川（Ⅰ-1-1-12-35）、小谷川（Ⅰ-1-1-12-37）、西浦谷川（Ⅰ-1-1-12-38）、大瀬谷川（Ⅰ-1-1-12-41）、家の谷川（Ⅰ-1-1-12-42）、カミヤガ谷川（Ⅰ-1-1-12-43）、横尾川（Ⅰ-1-1-12-45）、下谷川（Ⅰ-1-1-12-46）、堂谷川（Ⅰ-1-1-12-47）、宮ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-48）、杉の谷川（Ⅰ-1-1-12-49）、ウエノ山谷川（Ⅰ-1-1-12-50）、江浪谷川（Ⅰ-1-1-12-51）、若杉谷川（Ⅰ-1-1-12-53）、蔭山谷川（Ⅰ-1-1-12-54）、家ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-55）、糸白見川（Ⅰ-1-1-12-56）、下代谷川（Ⅰ-1-1-12-57）、寺谷川（Ⅰ-1-1-12-58）、一ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-59）、仲ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-60）、中ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-61）、幟立谷川（Ⅰ-1-1-12-63）、羽落谷川（Ⅰ-1-1-12-64）、春米川（Ⅰ-1-1-12-65）、中代谷川（Ⅰ-1-1-12-66）、久曾木谷川（Ⅰ-1-1-12-67）、方ヶ谷川（Ⅰ-1-1-12-68）、高野谷川（Ⅰ-1-1-12-69）、栗尾谷川（Ⅱ-1-1-12-1）、馬場谷川（Ⅱ-1-1-12-2）、畑ヶ谷川（Ⅱ-1-1-12-3）、寺谷川（Ⅱ-1-1-12-4）、大畑谷川（Ⅱ-1-1-12-13）、フキヤス谷川（Ⅱ-1-1-12-15）、ショウガ谷川（Ⅱ-1-1-12-16）、家ノ谷川（Ⅱ-1-1-12-22）、矢ノ谷川（Ⅱ-1-1-12-25）、イノ谷川（Ⅱ-1-1-12-26）、神護谷川（Ⅱ-1-1-12-27）、小場奥谷川（Ⅱ-1-1-12-28）、下滝谷川（Ⅱ-1-1-12-29）、オイノ谷川（Ⅱ-1-1-12-30）、此奥谷川（Ⅱ-1-1-12-31）、鍋土谷川（Ⅱ-1-1-12-32）、ウルシ谷川（Ⅱ-1-1-12-33）、栃ヶザコ谷川（Ⅱ-1-1-12-34）、寺谷川（Ⅱ-1-1-12-36）、坂谷川（Ⅱ-1-1-12-37）、蓮道寺谷川（Ⅱ-1-1-12-38）、三倉谷川（Ⅱ-1-1-12-39）、城ノ谷川（Ⅱ-1-1-12-40）、観音堂谷川（Ⅱ-1-1-12-42）、小シラ谷川（Ⅱ-1-1-12-43）、車堂谷川（Ⅱ-1-1-12-44）、ノノコ谷川（Ⅱ-1-1-12-45）、一休谷川（Ⅱ-1-1-12-46）、ウエ山谷川（Ⅱ-1-1-12-47）、堂ノ向谷川（Ⅱ-1-1-12-48）、上土居谷川（Ⅱ-1-1-12-49）、シツ谷川（Ⅱ-1-1-12-51）、アワイ谷川（Ⅱ-1-1-12-52）、小谷川（Ⅱ-1-1-12-53）、ハウノキ谷川（Ⅱ-1-1-12-54）、春米地区（Ⅰ-449）、堂ノモト地区（Ⅰ-450）、湊見地区（Ⅰ-451）、茗荷谷B地区（Ⅰ-452）、屋敷廻A地区（Ⅰ-453）、屋敷廻B地区（Ⅰ-454）、加地土居地区（Ⅰ-456）、下土居地区（Ⅰ-458）、見内地区（Ⅰ-459）、向山地区（Ⅰ-462）、神直地区（Ⅰ-463）、岸野B地区（Ⅰ-465）、浅井地区（Ⅰ-466）、山田町地区（Ⅰ-467）、石屋開地地区（Ⅰ-470）、馬橋ノ元地区（Ⅰ-471）、若桜B地区（Ⅰ-472）、諸鹿地区（Ⅰ-474）、来見野A地区（Ⅰ-475）、来見野B地区（Ⅰ-476）、赤松A地区（Ⅰ-477）、赤松B地区（Ⅰ-478）、馬場A地区（Ⅰ-479）、上高野地区（Ⅰ-481）、西開地地区（Ⅰ-482）、小船地区（Ⅰ-1129）、栃原地区（Ⅰ-1130）、岩屋堂地区（Ⅰ-1131）、岩屋堂B地区（Ⅰ-1294）、湯原地区（Ⅰ-1295）、屋堂羅B地区（Ⅰ-1296）、春米B地区（Ⅰ-1297）、若桜C地区（Ⅰ-1298）、寺前地区（Ⅰ-1299）、西浦地区（Ⅰ-人工14）、西ノ平地区（Ⅱ-2383）、岸野A地区（Ⅱ-2386）、若桜A地区（Ⅱ-2387）、馬場

B地区(Ⅱ-2388)、茗荷谷A地区(Ⅱ-2389)、小船D地区(Ⅱ-2390)、岩屋堂D地区(Ⅱ-2392)、根安地区(Ⅱ-2393)、湯原B地区(Ⅱ-2395)、湯原C地区(Ⅱ-2396)、屋堂羅C地区(Ⅱ-2398)、寺所地区(Ⅱ-2399)、諸鹿B地区(Ⅱ-2400)、諸鹿C地区(Ⅱ-2401)、馬場C地区(Ⅱ-2402)、寺所B地区(Ⅱ-2403)、三倉地区(Ⅱ-2405)、三倉B地区(Ⅱ-2406)、糸白見地区(Ⅱ-2407)、屋堂羅D地区(Ⅱ-2408)、ハサリロ地区(Ⅱ-3582)、本立地区(Ⅱ-3583)、下クコ地区(Ⅱ-3584)

2 変更した年月日 平成25年2月5日

鳥取県告示第76号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

若桜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

折谷川(Ⅰ-1-1-12-2)、諸鹿谷川(Ⅰ-1-1-12-3)、新道谷川(Ⅰ-1-1-12-7)、カジバ谷川(Ⅰ-1-1-12-8)、大石谷川(Ⅰ-1-1-12-9)、神護谷川(Ⅰ-1-1-12-12)、奥の谷川(Ⅰ-1-1-12-17)、カナチ川(Ⅰ-1-1-12-19)、フロヤノ谷川(Ⅰ-1-1-12-23)、西若谷川(Ⅰ-1-1-12-26)、大口谷川(Ⅰ-1-1-12-27)、宮谷川(Ⅰ-1-1-12-28)、財ノ木谷川(Ⅰ-1-1-12-29)、牛ヶ谷川(Ⅰ-1-1-12-31)、初谷川(Ⅰ-1-1-12-32)、寺谷川(Ⅰ-1-1-12-33)、西山谷川(Ⅰ-1-1-12-34)、小谷川(Ⅰ-1-1-12-37)、西浦谷川(Ⅰ-1-1-12-38)、大瀬谷川(Ⅰ-1-1-12-41)、カミヤガ谷川(Ⅰ-1-1-12-43)、横尾川(Ⅰ-1-1-12-45)、下谷川(Ⅰ-1-1-12-46)、堂谷川(Ⅰ-1-1-12-47)、宮ノ谷川(Ⅰ-1-1-12-48)、杉の谷川(Ⅰ-1-1-12-49)、ウエノ山谷川(Ⅰ-1-1-12-50)、江浪谷川(Ⅰ-1-1-12-51)、蔭山谷川(Ⅰ-1-1-12-54)、家ノ谷川(Ⅰ-1-1-12-55)、糸白見川(Ⅰ-1-1-12-56)、下代谷川(Ⅰ-1-1-12-57)、寺谷川(Ⅰ-1-1-12-58)、一ノ谷川(Ⅰ-1-1-12-59)、仲ノ谷川(Ⅰ-1-1-12-60)、中ノ谷川(Ⅰ-1-1-12-61)、落折川(Ⅰ-1-1-12-62)、幟立谷川(Ⅰ-1-1-12-63)、羽落谷川(Ⅰ-1-1-12-64)、久曾木谷川(Ⅰ-1-1-12-67)、方ヶ谷川(Ⅰ-1-1-12-68)、高野谷川(Ⅰ-1-1-12-69)、大畑谷川(Ⅱ-1-1-12-13)、フキヤス谷川(Ⅱ-1-1-12-15)、ショウガ谷川(Ⅱ-1-1-12-16)、家ノ谷川(Ⅱ-1-1-12-22)、矢ノ谷川(Ⅱ-1-1-12-25)、神護谷川(Ⅱ-1-1-12-27)、小場奥谷川(Ⅱ-1-1-12-28)、オイノ谷川(Ⅱ-1-1-12-30)、此奥谷川(Ⅱ-1-1-12-31)、鍋土谷川(Ⅱ-1-1-12-32)、ウルシ谷川(Ⅱ-1-1-12-33)、栃ヶザコ谷川(Ⅱ-1-1-12-34)、管町谷川(Ⅱ-1-1-12-35)、寺谷川(Ⅱ-1-1-12-36)、坂谷川(Ⅱ-1-1-12-37)、蓮道寺谷川(Ⅱ-1-1-12-38)、三倉谷川(Ⅱ-1-1-12-39)、城ノ谷川(Ⅱ-1-1-12-40)、弁天谷川(Ⅱ-1-1-12-41)、観音堂谷川(Ⅱ-1-1-12-42)、小シラ谷川(Ⅱ-1-1-12-43)、車堂谷川(Ⅱ-1-1-12-44)、ノノコ谷川(Ⅱ-1-1-12-45)、一休谷川(Ⅱ-1-1-12-46)、ウエ山谷川(Ⅱ-1-1-12-47)、堂ノ向谷川(Ⅱ-1-1-12-48)、上土居谷川(Ⅱ-1-1-12-49)、カジナミ川(Ⅱ-1-1-12-50)、シツ谷川(Ⅱ-1-1-12-51)、アワイ谷川(Ⅱ-1-1-12-52)、小谷川(Ⅱ-1-1-12-53)、ホウノキ谷川(Ⅱ-1-1-12-54)、上蓮道寺谷川(Ⅲ-

Ⅰ-Ⅰ-12-1)、円徳谷川(Ⅲ-Ⅰ-Ⅰ-12-2)、上円徳谷川(Ⅲ-Ⅰ-Ⅰ-12-3)、下宮ノ谷川(Ⅲ-Ⅰ-Ⅰ-12-4)、宮ノ谷川(Ⅲ-Ⅰ-Ⅰ-12-5)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

若桜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

春米地区(Ⅰ-449)、堂ノモト地区(Ⅰ-450)、湊見地区(Ⅰ-451)、茗荷谷B地区(Ⅰ-452)、屋敷廻A地区(Ⅰ-453)、屋敷廻B地区(Ⅰ-454)、加地土居地区(Ⅰ-456)、中原地区(Ⅰ-457)、下土居地区(Ⅰ-458)、見内地区(Ⅰ-459)、向山地区(Ⅰ-462)、神直地区(Ⅰ-463)、岸野B地区(Ⅰ-465)、浅井地区(Ⅰ-466)、山田町地区(Ⅰ-467)、石屋開地地区(Ⅰ-470)、馬橋ノ元地区(Ⅰ-471)、若桜B地区(Ⅰ-472)、諸鹿地区(Ⅰ-474)、来見野A地区(Ⅰ-475)、来見野B地区(Ⅰ-476)、赤松A地区(Ⅰ-477)、赤松B地区(Ⅰ-478)、馬場A地区(Ⅰ-479)、上高野地区(Ⅰ-481)、西開地地区(Ⅰ-482)、小船地区(Ⅰ-1129)、栃原地区(Ⅰ-1130)、岩屋堂地区(Ⅰ-1131)、屋堂羅地区(Ⅰ-1132)、中村地区(Ⅰ-1133)、小船B地区(Ⅰ-1292)、小船C地区(Ⅰ-1293)、岩屋堂B地区(Ⅰ-1294)、湯原地区(Ⅰ-1295)、屋堂羅B地区(Ⅰ-1296)、春米B地区(Ⅰ-1297)、若桜C地区(Ⅰ-1298)、寺前地区(Ⅰ-1299)、西浦地区(Ⅰ-人工14)、大炊地区(Ⅰ-1574)、西ノ平地区(Ⅱ-2383)、須澄地区(Ⅱ-2384)、岡地区(Ⅱ-2385)、岸野A地区(Ⅱ-2386)、若桜A地区(Ⅱ-2387)、馬場B地区(Ⅱ-2388)、茗荷谷A地区(Ⅱ-2389)、小船D地区(Ⅱ-2390)、岩屋堂C地区(Ⅱ-2391)、岩屋堂D地区(Ⅱ-2392)、根安地区(Ⅱ-2393)、根安B地区(Ⅱ-2394)、湯原B地区(Ⅱ-2395)、湯原C地区(Ⅱ-2396)、長砂地区(Ⅱ-2397)、屋堂羅C地区(Ⅱ-2398)、寺所地区(Ⅱ-2399)、諸鹿B地区(Ⅱ-2400)、諸鹿C地区(Ⅱ-2401)、馬場C地区(Ⅱ-2402)、寺所B地区(Ⅱ-2403)、角谷地区(Ⅱ-2404)、三倉地区(Ⅱ-2405)、三倉B地区(Ⅱ-2406)、糸白見地区(Ⅱ-2407)、屋堂羅D地区(Ⅱ-2408)、ハサリ口地区(Ⅱ-3582)、本立地区(Ⅱ-3583)、下クコ地区(Ⅱ-3584)、シヨフケ谷地区(Ⅱ-3585)、湊見B地区(Ⅱ-3619)、吉川地区(Ⅱ-3620)、吉川B地区(Ⅱ-3621)、大野B地区(Ⅱ-3622)、浅井B地区(Ⅱ-3623)、岩屋堂E地区(Ⅱ-3624)、落折地区(Ⅱ-3625)、須澄B地区(Ⅱ-3626)、糸白見B地区(Ⅱ-3627)、春米D地区(Ⅱ-3628)、大炊B地区(Ⅱ-3629)、屋堂羅E地区(Ⅱ-3630)、屋堂羅F地区(Ⅱ-3631)、小船E地区(Ⅱ-3632)、小船F地区(Ⅱ-3633)、小船G地区(Ⅱ-3634)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第77号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
高江地区土地改良事業共同施行組合	非補助土地改良事業高江地区農用地造成	平成24年 3 月 26 日

鳥取県告示第78号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営地域自主戦略交付金事業（基幹農道）広留野地区農道整備	平成25年 1 月 21 日

鳥取県告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人昌生会	デイサービス新田	米子市車尾二丁目24-19	平成25年 2 月 1 日	通所介護

鳥取県告示第80号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 2 月 5 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人昌生会	デイサービス新田	米子市車尾二丁目24-19	平成25年 2 月 1 日	介護予防通所介護

鳥取県告示第81号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 25 年 2 月 5 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
有限会社ライブアシスト	有限会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目 3-11	平成 25 年 1 月 25 日	平成 25 年 3 月 1 日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 25 年 2 月 5 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成 25 年 3 月 6 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 - この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年2月5日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年3月18日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成25年3月31日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成25年3月31日 午後1時から午後 3時20分まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

ア 小口径ライフル銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年3月9日 午前10時から午後 3時まで	西伯郡南部町猪小路806 鳥取県営ライフル射撃場	小口径ライフル 銃射撃	22ロングライフル のライフル弾	4人

イ 大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年3月15日 午前9時から午後 1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル 銃等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	5人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

平成25年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式

(業務の内訳とその予定数量)

ア 定期点検	1回
イ 故障修理（重故障A）	10回
ウ 故障修理（重故障B）	10回
エ 故障修理（中故障A）	10回
オ 故障修理（中故障B）	10回
カ 故障修理（軽故障A）	10回
キ 故障修理（軽故障B）	12回

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る業務に要する費用の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額又は入札書に記載された金額の算出に用いた定期点検及び故障修理の単価によることとし、委託料の請求は、当該単価に業務の実施回数に乗じて得た額の合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により行うものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

また、この調達単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年2月15日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。
- (3) 平成25年2月5日から同年3月22日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成25年2月5日から同年3月22日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。
- (6) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けていること。
- (7) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成19年4月1日から平成25年2月5日までの間にその履行を完了した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

4 入札手続等

- (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

電話 0857-26-7788

- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成25年2月5日（火）から同月27日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年2月5日（火）から同月26日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

及び同月 27 日（水）の午前 9 時から正午まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 25 年 3 月 18 日（月）午前 11 時から同月 22 日（金）正午（午後 6 時から翌午前 8 時までの間及び休日等を除く。）まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月 21 日（木）午後 5 時までとする。）

イ 開札日時

平成 25 年 3 月 22 日（金）午後 1 時

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の（1）の場所に平成 25 年 2 月 27 日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の（1）の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の（1）の場所に提出すること。

（4）入札参加者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 1 の（1）の予定数量を乗じて得た額に当該額の 5 パーセントに相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) 電子証明書
本件入札における電子入札に参加するためには、5 の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。
- (7) その他
ア 詳細は、入札説明書による。
イ 鳥取県議会平成25年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : 2013 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set
- (2) March 5, 2013 by noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 27, 2013 by noon : Time-limit for submission of tenders
- (4) Contact Point for the notice : Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashimachi, Tottori-shi 680-8570 Japan,
TEL 0857-26-7788

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月5日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
電子内視鏡システム 一式
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成25年3月31日（日）
- (4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業にあつては(1)、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年2月5日（火）から同年3月19日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成25年2月5日（火）から同年3月19日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年2月19日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

ウ 各構成員が(1)のアからカまでの要件を全て満たしていること。

エ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

- (コ) 解散後のかし担保責任
 - (サ) その他必要な事項
- 3 契約担当部局
鳥取県立厚生病院事務局管財課
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する問合せ先
〒682-0804 倉吉市東昭和町150
鳥取県立厚生病院事務局管財課
電話 0858-22-8181 (内線2222)
 - (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433
 - (3) 入札説明書等の交付方法
入札説明書その他の資料は、平成25年2月5日(火)から同月20日(水)までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。
ア 交付期間及び時間
平成25年2月5日(火)から同月20日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
イ 交付場所
(1)に同じ。
 - (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。
 - (5) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成25年3月19日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。)
イ 場所
鳥取県立厚生病院大会議室(外来・中央診療棟5階)
- 5 入札者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年2月26日(火)午後5時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electronic Endoscope System 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 26 February, 2013

(3) Date and Time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 19 March, 2013

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1 : 00 PM, 19 March, 2013

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan TEL 0858-22-8181 ex. 2222

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達 件 名 及 び 数 量 ヘリコプターテレビシステム機上設備調達及び保守委託業務 一式

2 契 約 方 式 随意契約

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年12月27日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 池上通信機株式会社大阪支店
大阪府吹田市広芝町9-6
- 5 落札金額 223,962,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271